

情報保全の在り方に関する有識者会議 第1回説明資料

平成21年7月22日（水）

情報保全の在り方に関する有識者会議開催までの経緯・設置の趣旨

情報機能強化検討会議

- 平成18年12月1日「情報機能強化検討会議」設置（内閣総理大臣決定、議長：内閣官房長官）
- 平成20年2月14日 第5回情報機能強化検討会議
 - －「官邸における情報機能の強化の方針」取りまとめ

3 情報の保全の徹底

③ 秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。

－内閣官房長官総括指示

「官房副長官を長とする検討チームを置いて、真にふさわしい法制の在り方についての検討を開始したい」

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

- 平成20年4月2日 「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」設置（内閣官房長官決裁、議長：内閣官房副長官（事務））

情報保全の在り方に関する有識者会議

- 平成21年7月17日 「情報保全の在り方に関する有識者会議」設置

（秘密保全法制の在り方に関する検討チーム議長（内閣官房副長官（事務））決定）

- －検討チームにおける検討を深めるため、各界の有識者から我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について意見をいただく場として開催。

⇒検討チームにおける「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」に対する意見をいただく。

- 平成21年7月22日 第1回会議開催

秘密保全法制の在り方に関する基本的考え方について (案) (骨子)

第1 秘密の範囲

- 1 秘密とすべき事項
 - (1) 秘匿することによって守るべき利益
 - (2) 秘匿の必要性の程度
 - (3) 対象となる具体的事項の限定列举
- 2 秘密とすべき情報の作成又は取得の主体の範囲

第2 秘密の管理

- 1 秘密指定に関する制度
- 2 他者への秘密の伝達に関する制度
- 3 適格性確認 (セキュリティクリアランス) 制度

第3 罰則

- 1 守秘義務を負う者の範囲
- 2 処罰の対象とする行為
- 3 法定刑

第4 法形式